

路上生活者緊急一時保護事業実施要綱

平成22年7月20日特別区福祉主管部長会決定
平成25年3月18日特別区福祉主管部長会改正
平成27年3月17日特別区福祉主管部長会改正
令和5年8月22日特別区福祉主管部長会改正
令和6年3月25日特別区福祉主管部長会改正

(目的)

- 第1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する路上生活者緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と称することができる。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
- ① 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）第1条又は難民の地位に関する議定書（昭和57年条約第1号）の規定による難民をいう。
 - ② 福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
 - ③ 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
 - ④ 実施施設：緊急一時保護事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。
 - ⑤ 自立支援住宅：大綱第2第1項3号イの規定により利用者に地域生活移行のための自立生活訓練の場として提供する住宅設備（実施施設への入所が難しい者（女性、性的マイノリティ等）に提供する緊急一時保護事業のための住宅設備を含む。）をいう。
 - ⑥ 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
 - ⑦ 施設長：緊急一時保護事業の管理運営責任者をいう。
 - ⑧ 委託法人：緊急一時保護事業の実施を委託された法人をいう。

(緊急一時保護事業の内容)

- 第3 緊急一時保護事業では、宿泊援護、相談及び指導、その他健康診断、健康回復の支援を実施する。
- 2 宿泊援護の内容は、次のとおりとする。
- ① 宿所及び生活設備の提供
 - ② 食事及び入浴の提供
 - ③ 衣類及び日用生活用品の提供
 - ④ その他保健衛生や娯楽等のサービス提供
 - ⑤ 前各号のほか、自立支援住宅において緊急一時保護事業を実施する場合は、以下の支援を行う。
 - ア 自立支援住宅設備及び生活用具の提供
 - イ 日常生活状況の把握及び指導の実施
 - ウ 通所指導
- 3 相談及び指導の内容は、次のとおりとする。
- ① 生活相談及び日常生活管理指導
 - ② 健康の維持・回復等の相談及び健康管理指導
 - ③ その他の相談
- 4 健康診断のほか、必要に応じて通院等による健康回復の支援を行う。
- 5 前各項に掲げるもののほか、東京都と特別区が必要と認める支援を行うことができる。

(アセスメント)

- 第4 施設長は、利用者の実情に応じた社会復帰を支援するため、利用者の意欲、能力、希望、心身の健康状態等の把握及び評価（基礎アセスメント）を行う。
- 2 施設長は、基礎アセスメントを行うにあたり、医師、職業相談員、心理相談員等の意見を聴取するとともに、評価アセスメント会議を行うものとする。
- 3 施設長は、福祉事務所長が大綱に基づき実施する路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）の利用承諾及び緊急一時保護事業終了後の処遇決定に資するため、アセスメント結果を福祉事務所長に報告するものとする。

(緊急一時保護事業の実施)

- 第5 第3及び第4の支援を行うにあたって、委託法人は福祉事務所、保健所、及び協力医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。
- 2 前項の関係機関は、委託法人の行う支援に、十分協力するものとする。
- 3 東京都と特別区は、協力して協力医療機関を確保する。
- 4 実施施設及び自立支援住宅（以下「施設」という。）の管理及び東京都が確保調整する自立支援住宅の借上げ並びに設備備品の管理は、基本的に委託法人において行う。

(利用対象者)

第6 緊急一時保護事業の利用対象者は、特別区内の路上生活者及び路上生活になるおそれのある者とする。

(利用期間)

第7 利用者が緊急一時保護事業を利用できる期間は、原則として2週間以内とする。ただし、福祉事務所長は、施設長の意見により延長する必要があると認めるときは原則2週間を限度に利用を延長することができる。

(利用の手続き等)

第8 緊急一時保護事業を利用しようとする者は、福祉事務所長に、直接又は施設長を経由して利用申込をしなければならない。

2 利用申込を受けた福祉事務所長は、利用申込者について状況を調査し、利用対象者であると認めたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合のほかは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく支援決定を踏まえ、利用を承諾するものとする。

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護受給者に該当すると認められるとき
- ② 緊急一時保護事業の利用定員に達しているとき
- ③ 緊急一時保護事業を利用した後、別に定める期間を経過しないとき
- ④ その他、緊急一時保護事業の運営上支障があると認められるとき

(利用承諾の解除)

第9 福祉事務所長は、第7に規定する利用期間が終了したとき、生活困窮者自立支援法による支援の対象となくなるとき及び自立支援事業の利用又は利用者の居住場所が確保されたときは、利用の承諾を解除する。

2 前項にかかわらず、福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する利用者について、施設長の報告に基づき利用の承諾の解除をすることができる。

- ① 長期間の入院等により治療が必要と認められるとき
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症と認められるとき
- ③ 第11に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したとき

3 福祉事務所長は、前項の規定により利用の承諾を取り消す場合は、施設長と協議するものとする。

(利用者負担)

第10 この要綱に基づき委託法人が実施する緊急一時保護事業については、利用者負担を求めない。

(利用者の遵守事項)

第11 利用者は次の事項を遵守するものとする。

- ① 施設内において実施する生活相談及び指導、健康診断、アセスメントの実施に協力し、生活習慣や健康の回復に努力すること
- ② 福祉事務所長及び施設長の指導にしたがい社会復帰に努力すること
- ③ 医師等の指示に基づかない薬物を使用しないこと
- ④ 酒類を飲まないこと
- ⑤ 無断で外出又は外泊したり、施設内に部外者を立ち入らせないこと
- ⑥ けんか口論をしないこと
- ⑦ 施設内にみだりに印刷物を掲示しないこと
- ⑧ 施設内に危険物を持ち込まないこと
- ⑨ 施設内の設備や物を壊したり、施設外に持ち出さないこと
- ⑩ 指定された場所以外で、火気使用及び喫煙をしないこと
- ⑪ 収入が発生する場合は、施設長に申告すること
- ⑫ 金銭の貸借をしないこと
- ⑬ 浪費をつつしみ、賭け事をせず、預貯金に努めること
- ⑭ 共同生活の場の清潔と秩序維持に必要な職員の指示に従うこと
- ⑮ その他、施設長が定める事項を遵守すること

2 第3第2項第5号により自立支援住宅において緊急一時保護事業を利用する者は、前項に定める遵守事項のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 自立支援住宅が存する地域のルールに従い、近隣住民に対し迷惑になるような行為をしないこと
- ② 自立支援住宅の内外を清潔に保つこと

(施設長の責務等)

第12 施設長は、利用の承諾がされた者につき、正当な理由なくその利用を拒んではならない。

- 2 施設長は、常に、利用者の心身の健康回復や社会復帰に向けた自立を支援し、適切な指導を行う。
- 3 施設長は、アセスメントを実施するとともに、利用者の自立に向けての取組状況を常に把握し、福祉事務所長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、第4に定める評価アセスメント会議を行うとき、第9に定める利用承諾の解除を伴う協議を行うとき及びその必要があるときは、福祉事務所職員の参画を得るものとする。
- 5 施設長は、第3第2項第5号の支援にあたり、あらかじめ訪問相談支援業務計画を策定するとともに、その必要な体制を確保しておかなければならない。
- 6 施設長は、前項に定める訪問相談支援業務計画の策定にあたっては、ブロック協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。

- 7 施設長は、利用者について、第9第1項又は第2項に該当する事由が生じたと認めるときは、速やかに福祉事務所長に報告するとともに、利用承諾の解除を求めることができる。

(委託法人の責務等)

- 第13 委託法人は、緊急一時保護事業を実施するにあたって、施設の適正な管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕及び法令に定める点検業務などの責務を負う。
- 2 委託法人は、緊急一時保護事業を実施するにあたって、相談記録ほか利用者に関する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。
- 3 委託法人は、緊急一時保護事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。
- 4 委託法人は、毎月及び緊急一時保護事業終了時、緊急一時保護事業の運営に関し速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

(職員)

- 第14 委託法人は、緊急一時保護事業を実施するため、自立支援施設職員配置基準に基づき、施設長、事務員、指導員、相談員、医師、看護師、その他必要と認められる職員を置かなければならない。
- 2 前項の職員については、施設長を除き、緊急一時保護事業の運営に支障を生じない範囲で非常勤職員とすることができる。
- 3 職員の配置基準は、事業運営協議会が協議のうえ、別に定める。

(委任)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月10日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日特別区厚生部長会決定)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者緊急一時保護事業要綱(平成15年10月10日付、以下「旧要綱」という。)は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行時において、旧要綱により緊急一時保護事業の利用承諾を得ているものについては、なお、従前の例による。

附 則 （平成 22 年 7 月 20 日特別区福祉主管部長会決定）

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 ブロック、第 4 ブロック及び第 5 ブロックにおける緊急一時保護事業については、当分の間、従前の例により実施するものとする。

附 則 （平成 25 年 3 月 18 日特別区福祉主管部長会決定）

平成 22 年 7 月 20 日付特別区福祉主管部長会決定にかかる附則ただし書きは、すべての緊急一時保護センターの事業終了に伴い、平成 25 年 2 月 1 日付で廃止する。

附 則 （平成 27 年 3 月 17 日特別区福祉主管部長会決定）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 8 月 22 日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 施行日以前に実施する緊急一時保護事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。

附 則 （令和 6 年 3 月 25 日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に緊急一時保護事業の利用承諾された者については、改正前の要綱を適用するものとする。
- 3 令和 5 年 8 月 22 日特別区福祉主管部長会決定にかかる附則第 1 項を令和 6 年 4 月 1 日から施行すると改正する。

路上生活者緊急一時保護事業実施細目

平成22年7月20日特別区福祉事務所長会決定
平成25年3月18日特別区福祉事務所長会改正
平成27年3月17日特別区福祉事務所長会改正
令和5年8月14日特別区福祉事務所長会改正
令和6年3月25日特別区福祉事務所長会改正

1 目的

路上生活者緊急一時保護事業実施細目（以下「細目」という。）は、路上生活者緊急一時保護事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、路上生活者緊急一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）の実施に関する事項のうち、実施要綱に定める事項を補完し、緊急一時保護事業運営を円滑に行うことを目的とする。

2 定義

この細目において次に掲げる用語は、当該事項の定めるところによる。

- (1) 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者で、日本国籍を有する者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に該当する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者、難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）第1条又は難民の地位に関する議定書（昭和57年条約第1号）の規定による難民をいう。
- (2) 福祉事務所：各特別区において、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
- (3) 福祉事務所長：前2(2)に定める部署の長をいう。
- (4) 実施施設：緊急一時保護事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。
- (5) 自立支援住宅：大綱第2第1項第3号イの規定により利用者に地域生活移行のための自立生活訓練の場として提供する住宅設備（実施施設への入所が難しい者（女性、性的マイノリティ等）に提供する緊急一時保護事業のための住宅設備を含む。）をいう。
- (6) 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
- (7) 施設長：緊急一時保護事業の管理運営責任者をいう。
- (8) 委託法人：緊急一時保護事業の実施を委託された法人をいう。

3 支援の内容

(1) 宿泊援護

ア 宿所及び生活設備の提供

施設長は、利用者に対し、「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」に定める居室及び設備を提供する。

イ 食事及び入浴の提供

① 食事は、実施施設内の定められた場所で、1日3食を提供することを原則とする。ただし、医師等の指示等がある場合は、指定された場所以外で食事を提供することができる。また、その場合、検査食等について食事代相当額を現金で給付することができる。

② 週3回以上の入浴機会を提供し、夏季等には入浴回数の増加、シャワー浴の提供等により清潔の確保に努めるものとする。

ウ 衣類及び日常生活用品の提供

① 日常の衣類及び日用品並びに嗜好品を原則として現物で支給する。ただし、施設長が適当と認める場合は、日常生活に必要な消耗品等に供するため、1日400円を上限として日用品費を支給することができる。

② 前3(1)ウ①にかかわらず、医師等の指示がある場合は、生活保護法による医療扶助が適用されない検査用衣類又は入院時日用品等については、現金で支給することができる。

③ 日常生活に必要な共用日用品については、実施施設に予め備え付け、供用する。

エ その他保健衛生や娯楽等のサービス提供

① 衣類の洗濯設備を提供する。

② 理髪の機会を提供する。

③ 利用者の教養、娯楽、就労意欲の喚起のため、実施施設内にテレビ、新聞、図書のほか、求人情報誌等を設置し、提供する。

オ 前3(1)アからエまでにかかわらず、利用者を5(1)ウにより自立支援住宅に入居させた場合には次の支援を行う。

① 自立支援住宅設備及び生活用具等の提供

施設長は、「路上生活者対策施設の建設及び設備に関する基準」第8の2の規定に基づき、日常生活を営むに必要な用具・設備を自立支援住宅に備え利用者に提供するほか、当座の生活に必要な什器類（食器、調理用品、入浴用品等）等を給付する。

② 食事の提供

食事は、1日3食を提供することを原則とする。ただし、施設長が適当と認める場合は、食事代相当額を現金で給付することができる。

③ 衣類及び日常生活用品の提供

日常の衣類及び日用品並びに嗜好品を原則として現物で支給する。ただし、施設長が適当と認める場合は、3(1)ウ①及び③として1日600円を上限として日用品費を支給することができる。

④ 日常生活状況の把握及び指導の実施

(ア) 実施施設に訪問相談員を配置し、週1回以上自立支援住宅を訪問して生活状況の把握と相談・指導を行う。

(イ) 利用者が法律相談等の専門相談を必要とするときは、実施施設に通所させ、相談・指導を行う。

(ウ) 訪問・通所による相談のほか、電話等による相談にも応ずることとする。

⑤ 通所指導

利用者が実施施設に通所すべき時期に通所が滞る場合など、必要に応じて職員が訪問し、通所するよう指導する。

⑥ 通所相談等の支援

利用者に対し、実施施設や他の機関に通所して相談等の支援を受けられるよう、必要な交通費を支給することができる。

⑦ その他保健衛生や娯楽等のサービス提供

(ア) 理髪を提供する。

(イ) 利用者の教養、娯楽、就労意欲の喚起のため、実施施設内に新聞、図書のほか、求人情報誌等を設置し、提供する。

カ 利用者は、所持品について自ら管理するものとするが、現金その他有価証券類等の貴重品については、委託法人の定める規定により、施設長が預かり、管理することができる。

(2) 相談及び指導

ア 開始時面接

施設長は、利用開始時に緊急一時保護事業の目的、概要及び利用者の権利・義務並びに個人情報の収集・提供について説明し同意を得るとともに、利用開始後1週間以内に次に掲げる事項について面接を実施しなければならない。

① 利用者の基本属性の確認

② 支援の内容、期間及びスケジュールの説明

③ 利用者の支援についての意思、意向の確認

イ 日常生活管理指導

施設長は、前3(2)アに定める相談や支援等が効果的に実施されるように、利用者に対して次に掲げる事項について助言・指導を行う。

① 基本的な生活習慣の確立

定められた時間に食事、睡眠等をとる等生活リズムを整え、就労に向けた生活習慣を確立する。

② 居室の整理整頓、清掃

定期的に整理整頓、清掃を実施し、清潔な生活を維持する。

③ 整容の維持

定期的入浴、洗濯等の実施及び理髪、身だしなみ等の整容を維持する。

④ 対人関係の維持

集団生活、社会生活のルールに沿った生活意識、態度を涵養することによ

り、利用者間及び職員との良好な対人関係を維持する。

ウ 健康の維持・回復等の相談及び健康管理指導

① 健康診断

(ア) 施設長は、4に掲げるアセスメントを行うため、利用開始後直ちに協力医療機関等による健康診断を実施し、別に定める病状報告書を作成する。

(イ) 健康診断は、原則として次の項目について実施するものとする。

- ・胸部エックス線検査
- ・心電図
- ・血液検査
- ・尿検査
- ・生化学的検査

(ウ) 施設長は、健康診断の結果、利用者が結核等の感染症に罹患していることが判明した場合及び検査、又は治療を必要としている場合は、7により福祉事務所に報告する。福祉事務所長は、8により適切な対応を行う。

② 健康相談及び健康管理指導

(ア) 利用者の心身の健康状態の把握や改善のため、医師及び看護師による健康相談を週3回程度実施する。

(イ) 利用者の精神的安定及びアセスメントのため、必要に応じて心理相談を実施する。

(ウ) 利用者が健康診断結果等により通院治療が必要となったときは、福祉事務所と協議のうえ、定期的に通院させるとともに医療機関までの移送費等については立替払いをすることができる。

(エ) 施設長は、利用者が服薬を必要とするときは、必要に応じて服薬の確認をすることができる。

(オ) 健康診断等の結果、利用者にアルコール又は薬物等の依存症がある場合は、心理相談を活用するほか、施設長は福祉事務所長に報告し、治療等の適切な対応を求めることができる。

エ その他の支援

施設長は、前3(2)アからウまでに掲げるもののほか、就労支援に向けて東京都と特別区が必要と認める支援を行うことができる。

4 アセスメント

(1) 基礎アセスメント

ア 施設長は、入所後おおむね2週間以内に、健康診断結果及び日常生活動作の観察並びに面接に基づき、利用者の心身の状態及び利用者の意欲、希望などを把握し、健康及び意欲に関するアセスメント(以下「基礎アセスメント」という。)を行う。

イ 基礎アセスメントは、次に掲げる項目を中心に行うものとし、別に定める

様式により基礎アセスメント結果としてとりまとめる。

- ① 利用者の基本属性
- ② 心身の状況（健康状態、ADL、コミュニケーション等）
- ③ 利用者の意欲と将来展望及び大綱に基づき実施する路上生活者自立支援事業（以下「自立支援事業」という。）の利用意思
- ④ 健康状態及び就労の可否等に関する評価

ウ 施設長は、前4(1)ア及びイの評価を行う場合は、医師、職業相談員、看護師、心理相談員等の意見を徴することができる。

(2) 評価アセスメント会議

施設長は、アセスメントを行うにあたり、福祉事務所を含む関係職員・機関の参画を得て、評価アセスメント会議を開催する。評価アセスメント会議の開催の方法などについては、協議すべき内容などに応じて、施設及び参画する職員・機関間で調整するものとする。

(3) 報告

前4(2)に定める評価アセスメント会議の結果については、6に定めるところに従い、福祉事務所長に報告する。

(4) 再利用者のアセスメント

5(1)イ⑥による利用対象者のアセスメントについては、基礎アセスメントにおいて、健康状態と再利用に至った経過及び緊急一時保護事業の利用意思・意欲を中心に把握するものとする。

5 利用承諾

(1) 利用対象者

ア 利用対象者は、特別区内に起居する者であって、次に掲げるものとする。

- ① 現に路上で生活している者、又はそのおそれのある者
- ② 福祉事務所長が特に認めた者

イ 利用対象者は、前5(1)アに掲げる者であって、原則として次の要件をすべて満たすものでなければならない。

- ① 実施施設に入所した際の集団生活や実施施設又は自立支援住宅の設備、機能によって日常生活に支障がないこと
- ② 医療機関における入院等による治療の必要がないこと
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を必要としないこと
- ④ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援の対象者であること
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症であって、集団生活により感染拡大のおそれのある疾患に罹患していないこと
- ⑥ 緊急一時保護事業又は自立支援事業を過去に利用したことがある場合は、緊急一時保護事業及び自立支援事業の直近の利用承諾解除の日から起

算し原則として3か月以上経過していること。

ただし、緊急一時保護事業又は自立支援事業利用中に実施要綱第9第2項第1号又は路上生活者自立支援事業実施要綱第11第2項第2号の規定により利用承諾が解除された者について、福祉事務所長が施設長と協議のうえ、退院後直ちに入所承諾をする場合はこの限りではない。

⑦ 他の利用者、近隣地域等に対する迷惑行為により、緊急一時保護事業又は自立支援事業利用の承諾を解除されていないこと。ただし、事業運営協議会が緊急一時保護事業又は自立支援事業利用について適当と認める場合はこの限りではない。

ウ 実施施設への入所が難しい者（女性、性的マイノリティ等）については、前5(1)ア及びイに加え、福祉事務所長が、自立支援住宅の利用が可能と判断したものを利用対象者とする。この場合において、緊急一時保護事業は自立支援住宅で実施することとする。

エ 前5(1)ウの「実施施設への入所が難しい者」の判断については、福祉事務所長が、本人の意向を踏まえて、必要な配慮を行った上で、実施施設での支援とするか、自立支援住宅での支援とするかを決定する。

(2) 利用期間の取扱

ア 実施要綱第7の規定に基づく緊急一時保護事業の利用期間は、利用承諾した日（入所日）から起算して2週間以内とする。

イ 医師による病状報告書が得られない等やむを得ない事情によりアセスメントが利用期間内に終了しない等の場合には、福祉事務所長は施設長と協議のうえ、2週間以内の範囲で利用期間の延長を行うことができる。

ウ 利用期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び職員の勤務時間条例に規定する年末年始の休日にあたる時は、事由に該当する日の翌日を利用期間の末日とする。

エ 福祉事務所長は、利用期間を延長する場合、別に定める利用期間延長通知書及びその写しにより、利用者及び施設長に通知するものとする。

オ 福祉事務所長は、自立支援事業の利用が決定したときは、速やかに緊急一時保護事業の利用の承諾を解除し、利用期間を短縮する。

(3) 利用手続

ア 緊急一時保護事業利用の相談があった場合は、福祉事務所長は次に掲げる事項により対応する。

① 別に定める利用申込書により利用希望者の現在状況を確認する。ただし、5(1)ウによる利用にあたり、別に定める就労・自立支援住宅利用における確認事項一覧により自立支援住宅の利用が可能か判断し、福祉事務所、委託法人及び利用者による三者面談を福祉事務所等において実施する。

② 利用希望者が対象者として適当であると判断した場合、利用者から別に定める誓約書を徴したのち、別に定める利用承諾書により利用を承諾する。

③ 利用の承諾後、直ちに別に定める利用通知書を作成し、施設長へ通知す

る。

④ 前5(3)ア③の通知後、福祉事務所長は、緊急一時保護事業利用開始にあたって必ず福祉事務所職員を同行させるものとする。

イ 大綱第2第1項第1号に定める路上生活者巡回相談事業実施時に、緊急一時保護事業利用の希望があったときは、施設長は、利用希望者の現在状況を確認のうえ、次により対応する。

① 利用希望者が5(1)に定める対象として適当であると判断され、福祉事務所長の下承を得られた場合は、施設長は、当該対象者から別に定める利用申込書及び誓約書を徴し、福祉事務所長に進達するとともに、当該利用者を実施施設又は自立支援住宅まで移送し、入所させる。

② 福祉事務所長は、5(3)ア②により利用希望者に対し、利用の承諾を行い、5(3)ア③により施設長に通知する。

ウ 施設長は、当該利用者について別に定める入所通知書を利用承諾した福祉事務所長に通知する。

エ 施設長は、5(1)ウによる利用においては、自立支援住宅の利用希望者から別に定める就労・自立支援住宅利用申込書を徴し、利用を決定したときは就労・自立支援住宅利用決定通知書により、また利用を延長・終了したときは就労・自立支援住宅利用延長・終了通知書により福祉事務所長に通知する。

オ 5(3)アからウまでにかかわらず、事業運営協議会が必要と認めるときは、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）は緊急一時保護事業利用について調整を行う。

(4) 利用承諾の解除の取扱

ア 福祉事務所長は、実施要綱第9の規定に基づき、利用の承諾を解除する場合には、別に定める利用解除通知書を利用者に通知するものとする。ただし、自立支援事業利用により利用解除となる場合は、自立支援事業利用通知書をもって緊急一時保護事業利用解除に代えるものとする。

イ 実施要綱第9に規定する利用承諾解除の要件の詳細は、次に掲げるとおりとする。

① 実施要綱第7に規定する利用期限が終了したときとは、利用承諾の期間及び利用延長の期間が終了したときとする。

② 5(4)イ①にかかわらず、5(2)オに定める自立支援事業の利用が決定したとき及び転出先が決定したときには、利用承諾期間内であっても利用承諾を解除するものとする。

③ 実施要綱第9第2項第1号に規定する長期間の入院等により治療が必要と認められるときとは、概ね1週間を超えて入院が必要なときとする。

④ 実施要綱第9第2項第3号に規定する実施要綱第11に規定する利用者の遵守事項に著しく違反したときとは、施設長によるたび重なる指導にもかかわらず、遵守事項に反する行為の結果、集団生活を混乱させるとき、又は近隣に迷惑をかけるとき、又は施設の行う指導指示を拒否するときとし、他の利用者や地域との関係、施設運営を阻害すると施設長が判断した

場合とする。

ウ 前5(4)イ④の場合、施設長は福祉事務所長に利用承諾を解除すべき理由を報告しなければならない。

エ 福祉事務所長は、5(4)イ①及び④の要件により利用承諾を解除する場合は、施設長と協力して当該利用者を実施施設又は自立支援住宅から退所させるとともに、必ず福祉事務所に移送して面接相談を行い、その後の処遇を決定しなければならない。

オ 当該利用者が実施施設又は自立支援住宅を退所したときには、施設長は福祉事務所長に別に定める退所通知書で通知するものとする。

カ 施設長が、5(1)ウによる自立支援住宅の利用者を実施要綱第9の規定に基づき、利用の承諾を解除する場合には、別に定める就労・自立支援住宅利用決定解除通知書により利用者に通知するものとする。ただし、自立支援事業利用により利用解除となる場合は、この限りでない。

6 記録及び報告

(1) 施設長は、利用者の状況や相談助言の内容等を、別に定める相談記録簿に記録しておかなければならない。

(2) 施設長は、評価アセスメント会議を経て取りまとめた基礎アセスメント結果を、原則として入所後2週間以内に福祉事務所長に報告するものとする。また、別に定める利用者台帳を設け、基礎アセスメント結果、相談記録簿とともに適切に管理しなければならない。

(3) 施設長は、業務の実施状況、実績その他必要な情報を事業運営協議会に報告しなければならない。

7 支援方針の決定等

(1) 福祉事務所長は、施設長から3(2)ウ①に定める健康診断結果において、感染症、入院その他の対応が求められるときは、直ちに実情を把握し、適切な対応を行うものとする。

(2) 福祉事務所長は、施設長からアセスメント結果の報告を受けたときは、速やかに調査を行い、支援方針を決定しなければならない。

(3) 福祉事務所長は、施設長から5(3)イに基づく緊急一時保護事業利用の進達があった場合及び5(4)ウに基づき利用承諾の取消しに関して報告があったときは、速やかに調査し、方針を決定するとともに適切な対応をしなければならない。

8 その他

(1) 医療扶助等の適用

利用者が医療等を要するため、生活保護を適用する場合は、福祉事務所長は「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」(平成25年都保護課長発出)7に基づき対応するものとする。

(2) 実施施設所在区等との連携

実施施設を円滑に設置・運営していくためには、実施施設所在区の協力や周辺の地域住民の理解と協力が不可欠であるため、委託法人は、東京都、特人厚との連携のもと、実施施設所在区と協力し地域住民等からの苦情や要望等について、速やかに対応するものとする。

(3) 関係機関との連絡調整

施設長は、東京都、特別区及び事業運営協議会の求めに応じ、各種報告資料等の作成を行う。

(4) 事業運営協議会

この細目に定めのない事項については、事業運営協議会で決定する。

附 則

この細目は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月20日特別区福祉事務所長会決定)

- 1 「5 利用承諾 (1)利用対象者 イ⑥」中、「3か月以上経過」とあるのは、当分の間「6か月以上経過」と読み替えるものとし、平成21年9月1日から適用する。
- 2 この細目は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3ブロック、第4ブロック及び第5ブロックにおける緊急一時保護事業については、当分の間、従前の例により実施するものとする。

附 則 (平成25年3月18日特別区福祉事務所長会決定)

平成22年7月20日付特別区福祉事務所長会決定にかかる附則2ただし書きは、すべての緊急一時保護センターの事業終了に伴い、平成25年2月1日付で廃止する。

附 則 (平成27年3月17日特別区福祉事務所長会決定)

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月14日特別区福祉事務所長会決定)

- 1 この細目は、令和7年3月31日から施行する。

- 2 施行日以前に実施する緊急一時保護事業については、改正前の細目を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の細目を遵守するものとする。

附 則 （令和 6 年 3 月 2 5 日特別区福祉事務所長会決定）

- 1 この細目は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 3 1 日以前に緊急一時保護事業の利用承諾された者については、改正前の細目を適用するものとする。
- 3 令和 5 年 8 月 1 4 日特別区福祉事務所長会決定にかかる附則第 1 項を令和 6 年 4 月 1 日から施行すると改正する。